

測量法施行規則等の一部改正について

1. 概要

測量業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（株主資本等変動計算書等）については、測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）の別記様式等で規定されており、その内容は会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、企業会計基準等に準拠して定められています。

今般、平成 23 年 3 月の会社法施行規則、会社計算規則の一部を改正する省令（平成 23 年法務省令第 6 号）により株式会社の財務諸表の作成方法が変更されたことを踏まえ、測量業者が作成すべき計算書類の様式について改正を行い、平成 25 年 4 月 1 日公布・施行されました。

2. 改正内容

測量法施行規則の一部改正

- (1) 株主資本等変動計算書（別表第 13 株主資本計算書）の見直し
 - ・「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の制定及び会社計算規則の改正を踏まえ、「前期末残高」の表現を「当期首残高」へ改めるとともに、会社計算規則に則した記載要領を追加しました。
- (2) 注記表（別表第 13 注記表）の見直し
 - ・会社計算規則の改正を踏まえ、注記事項として、「会計方針の変更」、「表示方法の変更」、「会計上の見積りの変更」、「誤謬の修正」を追加しました。
 - ・会社計算規則の改正を踏まえ、一株当たり情報に係る注記の記載要領に、様式を併合又は分割した場合における記載事項を追加しました。
- (3) 用語の整理（別表第 13 注記表関係）
 - ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則と表記を揃えるため、関連当事者との取引の注記事項に係る「属性」の表現を「種類」に改めるとともに、記載要領に「種類」定義について注を追加しました。

3. 施行期日及び経過措置

- (1) 施行
公布の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行

- (2) 経過措置

この規定は、決算日が平成 24 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に係わる決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表について適用します。

なお、平成 24 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度に関わる決算期に係わる決算期に関して作成すべき株主資本等変動計算書及び注記表については、改正前の様式に基づいて作成することができます。